



## 法令適用事前確認手続回答通知書

消表対第 1381 号  
平成 28 年 10 月 5 日

エレコム株式会社  
取締役社長 葉田 順治 殿

消費者庁表示対策課長



平成 28 年 9 月 6 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」といいます。）第 5 条第 3 号の規定を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、景品表示法第 5 条第 3 号の規定との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、検査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

### 記

- 1 照会のあった具体的な事実については、照会者から提示された事実関係を前提とすれば、景品表示法第 5 条第 3 号の規定に照らし、問題とはならないと考えられる。
- 2 当該事実が照会対象法令の規定上問題とはならないことに関する見解及び根拠

照会のあった「日本以外のアジア諸国で生産。」との記載の場合、「日本以外のアジア」に属する国又は地域において生産されたことが事実であれば、当該表示は、景品表示法第 5 条第 3 号の規定に基づく告示である「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和 48 年公正取引委員会告示第 34 号）第 2 項で指定される不当な表示に該当しないため、景品表示法第 5 条第 3 号の規定に照らし、問題とはならないと考えられる。